

中小企業・小規模企業に関する 施策概要について

令和4年5月17日

近畿経済産業局

産業部長 原田 敏行

1. 令和3年度補正予算（中小企業関係） について

令和3年度補正予算について（中小企業関係）【計：3兆8,594億円】

事業復活支援金【2.8兆円】

- 新型コロナの影響で**2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以下に落ち込んだ事業者**（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）に対し、地域・業種問わず、固定費負担の支援として、**5か月分（11～3月）の売上高減少額を基準に算定した額を一括給付。**
- 上限額は、売上高に応じて、3段階設ける。売上高30～50%減少の上限額は売上高50%以上減少の上限額の6割とする。

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円	年間売上高 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%～50%	30万円	60万円	90万円	150万円

資金繰り支援【1,403億円】 ※別途繰越予算あり

- 日本公庫による**実質無利子・無担保融資**及び商工中金の**危機対応融資を年度末まで継続**。また、日本公庫による**資本金劣後ローン**を来年度も実施。
- 中小企業の経営改善等を支援する**伴走支援型特別保証の上限を引き上げた上で、来年度も実施**。セーフティネット保証4号については期限延長。

事業再編・再生支援【757億円】

- 事業再生支援ニーズの高まりに応じ、中小企業の私的整理等のガイドラインを年度内に策定。併せて**官民連携のファンドや中小企業再生支援協議会の支援体制を拡充**。

「がんばろう！商店街」事業 ※既存予算で対応

- 商店街等が行う**需要喚起を目的としたイベント等を支援**。参加者の感染リスクを今まで以上に低減するため**「ワクチン・検査パッケージ」導入等を支援し、補助上限額を引上げ**。

事業環境変化への対応支援の強化【130億円】

- コロナ下の環境変化に直面する中小・小規模事業者に対して、中小企業団体等の支援者が、**経営者等との対話を通じて経営課題を抽出する等の課題設定型の伴走支援を実施**。
- 最低賃金引き上げやインボイス制度導入等の環境変化への対応が求められる中小・小規模事業者に対し、**制度の周知やデジタル化支援・相談等を実施**。

取引適正化等推進事業【8億円】

- 中小企業向けに、取引価格交渉ノウハウに関するセミナー等を開催し、**価格交渉促進月間**の関係も含め、**価格交渉力の強化を支援**。

海外需要獲得支援【12億円】

- 新型コロナウィルスの影響の下、急速に拡大する**越境EC市場の獲得促進のため**、中小企業の行う**海外向けブランディング・プロモーション等を支援**。

災害からの復旧・復興【128億円】

- 震災、豪雨災害からの復旧を支援。

事業再構築補助金【6,123億円】

- 新型コロナの影響で2020年4月以降の売上高が10%以上減少した中小企業等に対し、新分野展開や業態転換等の**事業再構築に係る設備投資等を補助**（上限額8,000万円）。
- 売上高減少要件を一部緩和**する（さらに、複数事業者が連携する場合は売上高減少分を合算可能とする）など、使い勝手を向上させるとともに、**グリーン成長枠を創設し、売上減少要件を撤廃した上で、上限額を引上げ**。

- 売上高が30%以上減少するなど、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対し、補助率を引き上げた特別枠（回復・再生応援枠）を設ける。最低賃金枠等も継続。
- 「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」として、新たにグリーン成長枠を設け、売上高減少要件を撤廃するとともに、上限額を最大1.5億円に引上げ。

生産性革命補助金【2,001億円】

- 中小・小規模事業者の**設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等を支援**。
- グリーン・デジタルなど成長投資の加速化に対応する特別枠（「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」）や賃上げ等の**事業環境変化に対応するための特別枠を設け、補助率や上限額を引上げ**。

【ものづくり補助金】

- 革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な**設備投資等を補助**。

- 業況が厳しい中で賃上げ等に取り組む中小企業向けに**特別枠**を設け、優先採択及び補助率を引上げ。
- 「中小企業グリーン・デジタル投資加速化パッケージ」として、**新たにデジタル枠・グリーン枠**を設け、補助率や上限額を引上げ。

【持続化補助金】

- 小規模事業者が経営計画を策定して取り組む**販路開拓等を補助**。

- 業況が厳しい中で賃上げ等に取り組む小規模事業者向けに**特別枠**を設け、補助率や上限額を引上げ。
- 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業を支援する特別枠や、**インボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する特別枠**を設け、上限額を引上げ。

【IT導入補助金】

- 業務効率化やDXのために導入するITツール等の費用を補助。

- インボイス方式への対応**も見据えた会計ソフト等のITツール導入をこれまで以上に促進するため、補助率の引き上げ、クラウド利用料の2年分の補助、PC等のハード購入補助を実施。
- 商業集積地・サテライトオフィス等に密に連携した複数の中小・小規模事業者によるITツール・機器の導入を支援するため、複数社連携型IT導入枠を設け、データ共有・活用などの取組も支援。

【事業承継・引継ぎ補助金】

- 事業承継・引継ぎに係る取組みを、年間を通じて機動的かつ柔軟に支援。

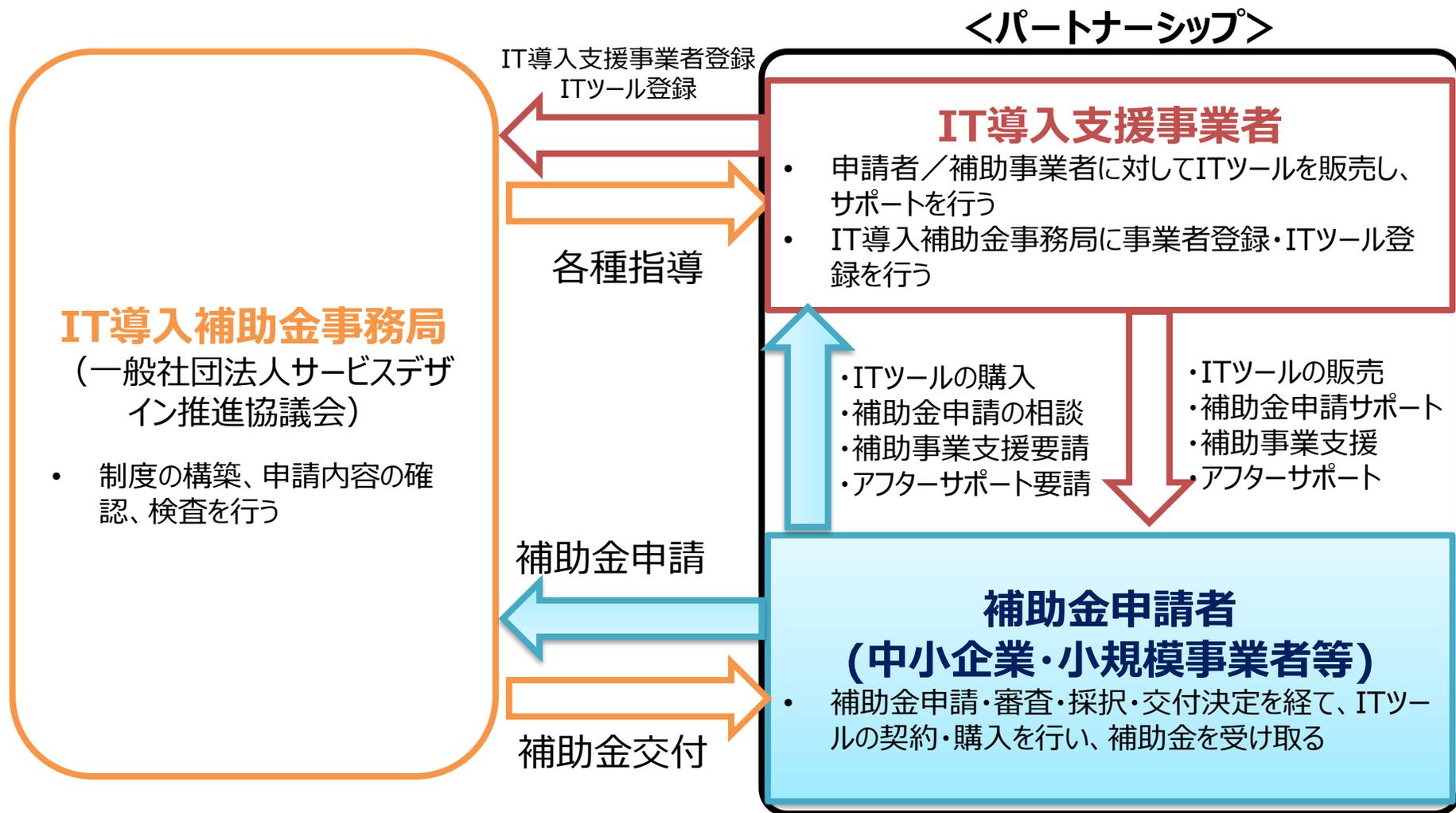
- 事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用※、事業承継・引継ぎに関する廃業費用などを補助。

※セカンドオピニオンを含む。仲介・FA手数料はM&A支援機関登録制度に登録された者の支援に限る。

2. サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金)

IT導入補助金「通常枠」補助スキーム

補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、**IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」とパートナーシップを組んで申請**することが必要。



IT導入補助金「通常枠」の概要

	通常枠	
種類	A類型	B類型
補助額	30万～150万円未満	150万～450万円以下
補助率	1/2以内	
プロセス数※1	1以上	4以上
ITツール要件 (目的)	類型ごとのプロセス要件を満たすものであり、 労働生産性の向上に資するITツールであること。	
賃上げ目標	加点	必須
補助対象	ソフトウェア費・導入関連費等	

1：「プロセス」とは、業務工程や業務種別のことです。

IT導入補助金の拡充内容（令和3年度補正予算）

- インボイス制度導入への対応も見据えつつ、**企業間取引のデジタル化を強力に推進。**

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化し、補助率を引き上げ

- 補助率を通常の1 / 2から3 / 4に引き上げ（補助額 5～50万円以下）
- 補助率を通常の1 / 2から2 / 3に引き上げ（補助額 50万円超～350万円）

クラウド利用料を2年分まとめて補助

昨今のITツールがクラウド化していることを踏まえ、最大2年分のクラウド利用料を補助。

PC・タブレット、レジ・券売機等の購入を補助対象に追加

- PC・タブレット等については、補助上限額10万円、補助率1 / 2で支援。
- レジ・券売機等については、補助上限額20万円、補助率1 / 2で支援。

複数社連携IT導入類型の創設

- 地域DXの実現や生産性の向上を図るため、複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入する取組を支援する。

IT導入補助金（デジタル化基盤導入枠）の「類型」の概要

■ デジタル化基盤導入類型

- 中小・小規模事業者に、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

■ 複数社連携IT導入類型

- 複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数社へのITツールの導入を支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援する。

		令和3年度補正予算（デジタル化基盤導入枠） （2,001億円の内数）				【参考】令和元年度補正予算（通常枠） （3,600億円の内数）	
類型名	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型		A類型	B類型
補助額	ITツール		PC等	レジ等	a. デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 b. それ以外の経費※ ⇒補助上限額は50万円×参加事業者数、補助率は2/3 (1事業あたりの補助上限額は、3,000万円((a)+(b))及び事務費・専門家費)	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下
	5～50万円以下	50万円超～350万円	～10万円	～20万円			
補助率	3/4	2/3	1/2			1/2	1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費 ※それ以外の経費に含まれるクラウド利用料は1年分 【複数社連携IT導入類型のみ】事務費・専門家費					ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費	

「デジタル化基盤導入類型」の概要について

1. 概要

- 中小・小規模事業者に、インボイス制度も見据えたデジタル化を一挙に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助対象事業者

- 中小企業等（従来のIT導入補助金と同様）

3. 事業イメージ（例）

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費（一例）

(1) ITツール

○導入に係る費用

パッケージ購入費、初期費用（クラウド型の場合等）、システム構築費、導入作業費、役務費（導入支援）

○利用に係る費用（2年分）

月額、年額サービス利用料、システム保守費用

(2) ハードウェア

機器（本体・付属機器）購入費用、設置費用

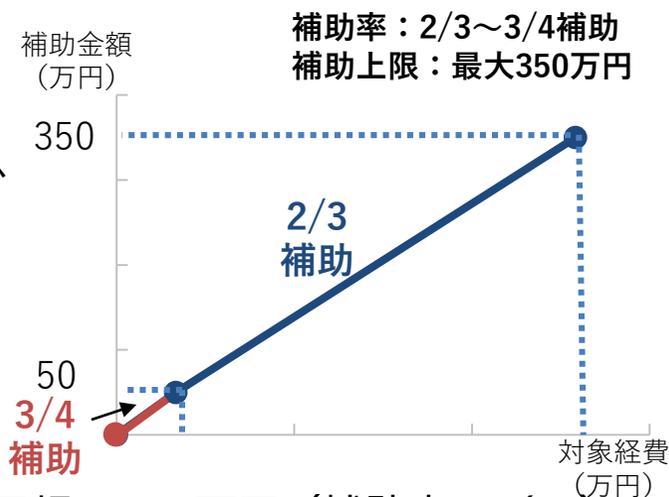
5. 補助率・補助額

ITツール：補助額5万円～50万円以下（補助率3/4）、補助額50万円超～350万円（補助率2/3）

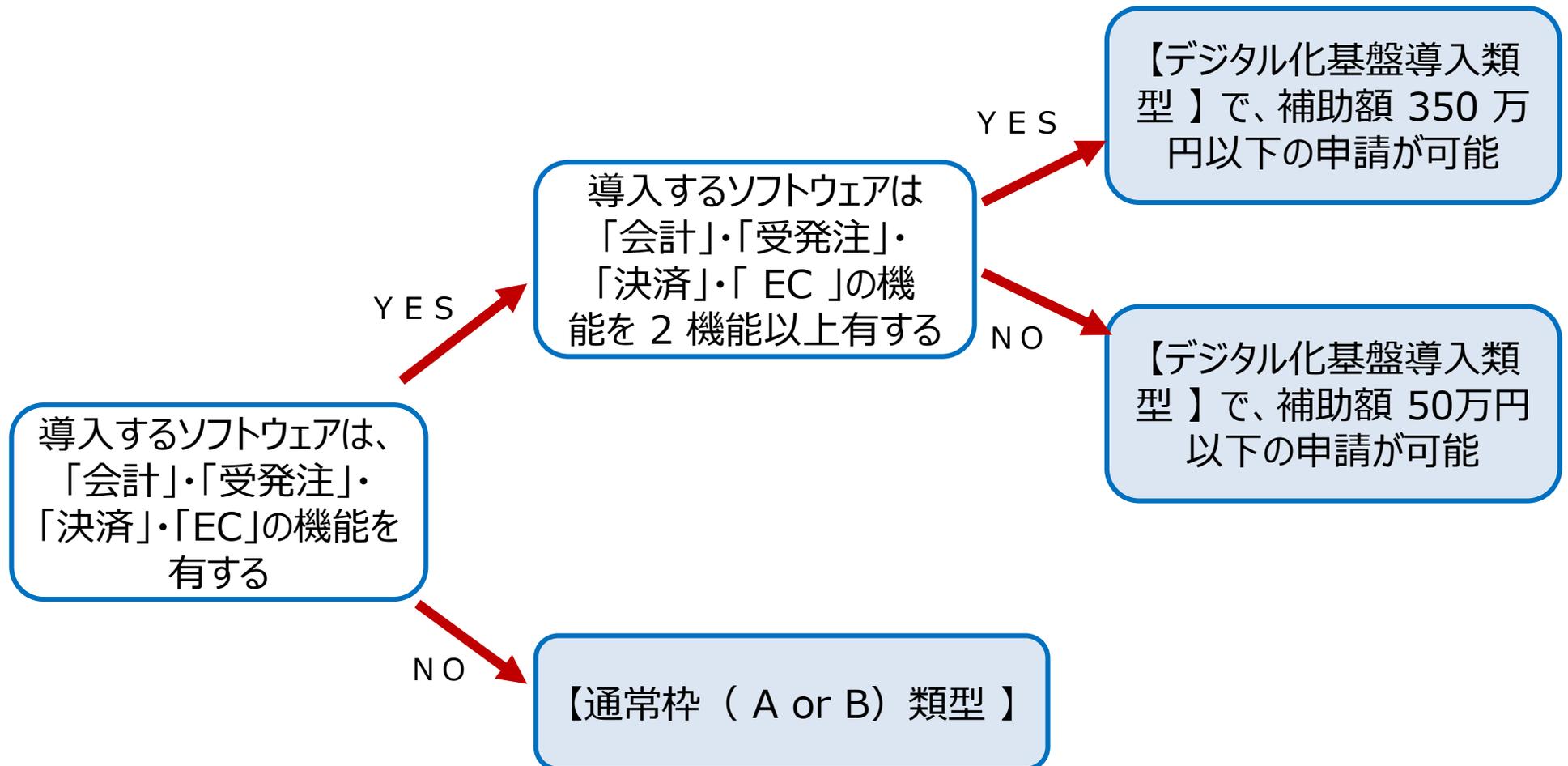
⇒導入するITツールが「会計」・「受発注」・「決済」・「EC」の機能を2機能以上有する場合は、補助額350万円以下の申請が可能。（1機能の場合は、補助額50万円以下の申請が可能。）

PC・タブレット等：補助額10万円まで（補助率1/2）、レジ・券売機等：補助額20万円まで（補助率1/2）

【ITツールの補助率・補助上限額の関係】



類型判別チャート



※「会計」・「受発注」・「決済」・「EC」の機能を有するソフトウェアであっても、通常枠 A or B 類型に申請することは可能だが、補助率は1/2となる。

「デジタル化基盤導入類型」事業スケジュール（4/12時点公表分）

交付申請

交付申請期間		2022年3月31日（木）受付開始～終了時期は後日案内予定
1次締切分	締切日	4月20日（水）17：00（予定）
	交付決定日	5月27日（金）17：00（予定）
2次締切分	締切日	5月16日（月）17：00（予定）
	交付決定日	6月16日（木）17：00（予定）
3次締切分	締切日	5月30日（月）17：00（予定）
	交付決定日	6月30日（木）17：00（予定）
4次締切分	締切日	6月13日（月）17：00（予定）
	交付決定日	後日案内予定

IT支援事業者登録

登録申請期間	2022年3月31日（木）～ 終了日未定
--------	----------------------

ITツール登録

登録申請期間	2022年3月31日（木）～ 終了日未定
--------	----------------------

【参考】「複数社連携IT導入類型」の概要について

1. 補助対象事業者 ※事業に参加する事業者の条件は「10者以上」であること等を要件とする予定

- ・商工団体等
- ・当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体
- ・複数の中小企業・小規模事業者により形成されるコンソーシアム

2. 補助対象経費（一例）

（1）基盤導入経費

- ITツール：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト【クラウド利用料は最大2年分】
- ハードウェア：PC・タブレット、レジ・券売機等

（2）消費動向等分析経費

- ITツール：消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム等【クラウド利用料は最大1年分】
- ハードウェア：AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ等

（3）参画事業者のとりまとめに係る事務費・専門家費

3. 補助率・補助上限額

補助率

- （1）基盤導入経費：1/2～3/4（デジタル化基盤導入類型と同様）
- （2）消費動向等分析経費：2/3、（3）事務費、専門家費：2/3
- 補助上限額：（1）+（2）⇒3,000万円、（3）⇒200万円

IT導入補助金2022ホームページ

<https://www.it-hojo.jp/>



※公募要領等は都度更新される可能性がありますので逐次
新着情報をご確認ください。



(問合せ先)

サービス等生産性向上 IT導入支援事業 コールセンター

0570-666-424

(IP電話等からのお問合せ先：042-303-9749)

受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土日祝除く）

3. 小規模事業者持続的発展支援事業 (持続化補助金)

中小企業生産性革命推進事業

令和3年度補正予算案額 **2,001億円**

- (1) 中小企業庁 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁 経営支援課
- (4) 中小企業庁 財務課

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えします。
- そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓を支援する中小企業生産性革命推進事業について、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たな特別枠を創設し、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援します。
- 加えて、事業承継・引継ぎ補助金を新たに追加し、中小企業の実業性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進します。

成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後4年以内に、以下の達成を目指します。
 - ・補助事業者全体の付加価値額が年率平均3%以上向上
 - ・補助事業者全体の給与支給総額が年率平均1.5%以上向上
 - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、事業終了後1年で、販路開拓につながった事業者の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後4年以内に、補助事業者全体の労働生産性の年率平均3%以上向上を目指します。
- 事業承継・引継ぎ支援事業により、令和4年度末までに約1,500者の中小企業者等の円滑な事業承継・事業引継ぎを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

【各補助事業の内容】

(1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等のグリーン、デジタルに資する革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資等を支援するとともに、赤字など業況が厳しい中で生産性向上や賃上げ等に取り組む事業者を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

(2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

(3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

ITツール※補助額：～50万円（補助率：3/4）、50～350万円（補助率：2/3）

※会計ソフト、受発注システム、決済ソフト等

PC、タブレット等補助上限：10万円（補助率：1/2）、

レジ補助上限額：20万円（補助率：1/2）

インボイス制度への対応も見据え、クラウド利用料を2年分まとめて補助するなど、企業間取引のデジタル化を強力に推進します。

(4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）

補助上限：150万円～600万円、補助率：1/2～2/3

事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組や、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援します。また、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等についても支援します。

持続化補助金〈通常枠〉の概要

- 事業者自らが作成した持続的な経営に向けた計画に基づき、販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援するための経費の一部を補助
- 商工会・商工会議所による助言等の支援を受けながら事業に取り組む

1. 補助対象者（小規模事業者の定義）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	

※常時使用する従業員に経営者、パート、アルバイトは含まれません。

2. 補助上限額

50万円

3. 補助率

2/3

4. 補助対象

販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、新商品開発、商談会への参加 など

補助対象経費

- 補助対象となる経費は、実際に販路開拓（業務効率化）の取組を実施したことに要する費用の支出に限られる

（対象経費例）

①機械装置等費	機械装置等の購入費用
②広報費	パンフレット、ポスター、チラシ等の作成費用等
③ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の構築・更新等の経費
④展示会等出展費	展示会・商談会の出展料
⑤旅費	バス・電車賃、航空券代等
⑥開発費	新商品の試作開発費等
⑦資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等の購入費
⑧雑役務費	補助事業のために雇用した派遣社員・アルバイト料等
⑨借料	機器・設備のリース・レンタル料、会場借料費等
⑩設備処分費	既存事業の設備機器等の解体・処分費等
⑪委託・外注費	第三者に委託・外注するための経費

持続化補助金の拡充のポイント（令和3年度補正予算）

- 令和元年度補正予算で継続して実施している「通常枠」※1に加え、新枠の創設や優先採択を実施。令和4年3月29日より公募を開始。

※1 補助上限最大50万円、補助率2/3

1. 成長・分配強化枠の新設

- 賃金引上げ※2や、雇用の増加による事業規模の拡大に取り組む小規模事業者向けに上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施。
- 補助上限額最大200万円、補助率2/3の新たな申請類型を創設。

※2 赤字事業者が賃金引上げを行い、採択された場合は、補助率を3/4に引き上げ。

2. 新陳代謝枠の新設

- 後継ぎ候補者が実施する新たな取組や創業後間もない小規模事業者を支援する上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施。
- 補助上限額最大200万円、補助率2/3の新たな申請類型を創設。

3. インボイス枠の新設

- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施。
- 補助上限額最大100万円、補助率2/3の新たな申請類型を創設。

4. 「地域資源型」、「地域コミュニティ型」の事業者の優先採択

- アフターコロナを見据えて、持続的成長を志向し地方創生を支える「地域資源型」、「地域コミュニティ型」の事業者をパワーアップ型として新たに優先採択。

インボイス枠の新設

- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- **補助上限額100万円、補助率2/3**の新たな申請類型を創設

類型	概要
<u>インボイス枠</u>	<p>○申請要件 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録し、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 100万円</p> <p>○補助率 2/3</p>

▼ 公募期間（令和3年度補正予算）

1. 公募要領の公開

- 2022年3月22日（火）

2. 申請受付開始

- 2022年3月29日（火）

3. 申請受付締切

- 第 8回：2022年 6月 3日
- 第 9回：2022年 9月 中旬
- 第10回：2022年12月 上旬
- 第11回：2023年 2月 上旬

▼ 相談先・ブラッシュアップ先

計画書の内容についてご相談される際は、最寄りの商工会・商工会議所へご相談ください。

制度の問合せ/申請先

(※)申請は、電子申請または郵送により
ご提出ください(持参不可)。

【商工会議所地区】

(問合せ・申請先) 小規模事業者持続化補助金事務局

(サイト) <https://r3.jizokukahojokin.info/>

(電話番号) 03-6632-1502

【商工会地区】

(問合せ・申請先) 都道府県商工会連合会 地方事務局

(サイト) https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

(電話番号) 公募要領(末尾)を参照